

「平成 27 年度臨時福祉給付金」を支給 ～ 8 月から申請書を送付します ～

消費税率の引き上げによる所得の低い方の負担を緩和するため、臨時的な措置として、「臨時福祉給付金」を支給します。

1 対象者

平成 27 年 1 月 1 日（基準日）において、①三木市に住民票がある方で、②平成 27 年度市民税（均等割）が課税されていない方。

ただし、課税されている方の扶養親族である場合、生活保護の受給者となっている場合などは対象となりません。

2 支給額

1 人当たり 6,000 円

3 申請方法

対象となる可能性がある方には、申請書を郵送します。申請書に記入・押印のうえ、必要書類を添付して同封の返信用封筒で返送してください。

4 申請期限

平成 28 年 2 月 3 日（水）（当日消印有効）

5 支給方法

原則として、金融機関口座へ振り込みます。

なお、口座がない方には、市役所窓口にて現金で支給します。

申請・問い合わせ先

三木市健康福祉部福祉課 臨時福祉給付金担当（市役所 5 階中会議室 1）

臨時福祉給付金専用ダイヤル 電話 0794-82-2356（8 月 3 日より開設）

平日 8：30～17：00（土、日、祝日を除く）